

ふるさと寄附金のインターネットクレジット納付にかかる決済業務委託
(VISA・MASTERブランド) 長期継続(概算契約) (その2)

第1 取扱業務の内容

1 取扱クレジットカード

使用できるクレジットカードのブランドは、「VISA」「MASTER」とし、これらのブランドが付された他社発行のクレジットカードの取扱いも可能であること。

2 業務内容

本市が別途契約するふるさと寄附金インターネットクレジット等収納業務委託業者(以下、「システム業者」という。)が運用するサービスを使用し、インターネット等ネットワークを通じて、カードの提示及び署名によらず会員番号および有効期限等必要な事項を伝達することにより、ふるさと寄附金のクレジットカードによる支払いを可能とするため、受注者は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者として、本市の指定する別段預金口座に立替払により入金を行う。

- (1) 決済日の属する月の1日から月の最終日に締め切り、当該締切日の属する月の翌月末日(月末が金融機関休業日の場合については、その前営業日)までに、当該締切日における合計額をあらかじめ本市が指定する銀行口座(別段預金)へ寄附金の立替払金を振り込むこと。なお、その際の振込手数料は受注者負担とする。
- (2) データの作成及び提出についてはシステム業者が行うため、システム業者が運用するクレジット決済システムの仕様に対応できること。
- (3) 原則として、入金予定日の5日前までの発送日をもって、入金明細書を本市まで送付すること。
- (4) 取り扱う支払い回数は、1回払いのみとする。
- (5) クレジット決済を活用しての寄附受付は1拠点で行うため、加盟店番号を1個発行すること。
- (6) 必要に応じて予め受注者側で疎通テストを実施するなど、履行期間において安定的な運用を行えるよう措置を行うこと。なお、その際に生じた費用については受注者負担とする。

3 履行期間

令和7年10月1日～令和10年10月31日

※ただし、令和7年10月1日0時から令和10年9月30日23時59分までに寄附者から申し込みを受け付けた寄附分を業務の対象とする。なお、契約から令和7年9月30日は準備期間とする。

4 クレジット利用総額(予測値)

85,938,000円

※ただし、本市の寄附実績を基にした参考値であり、増減する可能性がある。

5 決済手数料

クレジット決済にかかる手数料については、立替払の効力が発生したクレジット決済の寄附金額の総額に手数料率を乗じ、1円未満を切り捨てた金額とする。

第2 情報管理

1 機密・個人情報等の保管

- (1) 受注者は、本業務上知り得た事項（以下、「機密・個人情報等」という。）について、善良なる管理者の注意を持ってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用される場合を除き、第三者に開示してはならない。なお、契約満了後又は契約解除後についても同様である。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本仕様書の履行に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は、機密・個人情報等には含まれないものとする。
 - ア 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - イ すでに保有しているもの
 - ウ 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - エ 他の当事者から書面により開示を承諾されたもの
 - オ 機密・個人情報等によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (3) 受注者は、他の当事者から入手した機密・個人情報等について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変が必要なときは、事前に本市から承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、機密・個人情報等の保管にあたり、紛失、毀損、盗難又は他目的利用がないように、必要かつ適切な措置を講じた場所で保管するとともに、確実に管理しなければならない。保存期間は5年とする。
- (5) 受注者は、機密・個人情報等を電子計算機及び光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）を用いて保管及び処理を行う場合においては、機密・個人情報等の保護の徹底が図られるようシステムを構築するとともに、管理上の措置を講じなければならない。

2 勧告及び公表

- (1) 本市は、受注者が「1 機密・個人情報等の保管」に違反していると認めるときは、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができるものとする。
- (2) 本市は、受注者が上記（1）による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び受注者の名称を公表することができるものとする。
- (3) 本市は、（2）による公表をしようとするときは、あらかじめ受注者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

3 資料の廃棄

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって発生した機密・個人情報等に関する一切の資料を廃棄する場合には、焼却、溶解等の確実な方法により、機密・個人情報等の読取判読が不可能な状態にしなければならない。
- (2) 受注者は、機密・個人情報等を電子計算機等を用いて管理している場合は、その電子計算機等の廃棄又は転売若しくは譲渡等（リースの場合は返却）を行うにあたり、電子計算機等に記録されている機密・個人情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

第3 一般事項

1 契約金額の支払い

- (1) 受注者は、本市に対し、2 業務内容（1）に定める各月の立替払金に係る決済手数料を請求するものとする。
- (2) 受注者は、寄附金の入金日から 5 営業日を目途に、決済手数料を本市が指定する方法により請求するものとする。
- (3) 本市及び受注者間の請求方法及び支払方法等については、本市及び受注者間で別途定めるものとする。

2 その他

- (1) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者一覧（経済産業省）に掲載されていること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与認定書を取得していること、若しくは、ISMS 適合性評価制度に基づく、ISO/IEC 27001 認証または JIS Q 27001 認証のいずれかを取得していること。
- (3) 契約後における仕様書の解釈は、本市の解釈によるものとする。
なお、本仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

内訳明細書

分類	手数料率（％）	想定数量 （寄附金額）	計
クレジットカード決済手数料		85,938,000円	

※本様式に相当する記載があれば提出様式は問わない。